

一般社団法人 全国放課後連 公開質問状 回答用紙

れいわ新選組 回答

受領： 2026年2月4日

質問 1

放課後等デイの制度自体の認識についての質問

放課後等デイは、2012年の改正児童福祉法の施行により創設された制度です（児童福祉法6条の2の2第3項）。障害のある子どもたちの放課後や学校休業における成長発達に寄与し、子どもたちの地域生活、家族の生活も支える重要な事業です。放課後等デイの中心にある価値は、「遊び・生活・集団（仲間）」であると考えています。これは、国会においても確認されています。たとえば、2024年3月22日参議院内閣委員会において、当時の加藤鮎子担当大臣は、「放課後等デイサービスは、障害のある就学児に対して授業の終了後又は学校の休業日に発達支援を行うものであり、子供と家族の育ちと暮らしを支える重要なサービスであると認識をしております。また、子供は、遊び、生活、集団の中での様々な体験や経験を通じて成長していくものであり、こうした視点を持ちながら支援を行っていくことも重要」と答弁しています（2023年3月17日参議院内閣委員会でも同様の答弁あり）。

放課後等デイは、障害のある子どもたちの生活を支える重要なものが、現状は、さまざまな問題が指摘されています。上記したような「放課後活動の価値」を無視したような事業所の参入や利潤だけを求める事業所（利潤追求型事業所）の増加による「活動・支援の質の低下」の問題、また、人材不足による現場の疲弊の問題などが指摘されています。さらに、虐待事案や不正請求などの問題も多数報告されています。いま、これらの問題をどのように解決していくべきかが問われています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイの制度について、問題意識を持ってていますか？それはどのようなものですか？

- ① 問題意識を持っている 【 ○ 】

② 問題意識を持っていない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由（どのような問題意識か）

れいわ新選組は、障害のある子どもも子育て一般政策の中で行うことを基本政策とし、包括的な公的子育て支援の充実（障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び・育ち、それぞれの特性に応じた配慮を受けながら共に育ち合う環境整備）を掲げています。子ども施策のインクルージョン推進に向けて、学童期における放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携や移行支援の取組みの検討が必要と考えています。

その一方で、現在放課後等デイの利用者数は約37.5万人（厚労省「障害福祉サービス等の利用状況」令和7年1~3月平均）となっており、放課後等デイは、障害のある子どもの放課後の居場所として、放課後学童クラブと同様、重要な役割を担っています。しかし、保育所・放課後学童クラブは基本的に月単位（月額）で設定されており、月の途中の入退所や欠席があっても日割り計算されないのでに対して、放課後等デイは日割り報酬制度という不安定な基盤であることは大きな問題です。放課後等デイの安定した運営のための体制強化、専門人材の確保が課題と考えています。

質問2

「日割り・出来高払い」という報酬の仕組みについての質問

放課後等デイ事業所に対する報酬の支払われ方は、「日割り・出来高払い」という仕組みとなっています。この仕組みは、「その日に事業所を利用した子どもの分だけ」報酬が支払われる仕組みです。その日ごとに事業所の収入は変動し、インフルエンザや災害などにより子どもの利用がなくなると、事業所の収入はゼロとなる仕組みです。

他方で、放課後児童クラブ（学童クラブ）は、日割り出来高払いという仕組みではなく、その事業所全体としての利用児童数や開所日数などの要件を満たした場合に、子どもの欠席等に関係なく、一定額が事業所に支払われる仕組みとなっています。

放課後等デイ事業は、安定的な運営が求められる児童福祉法上の事業であるにもかかわらず、報酬面が非常に不安定であり、常勤職員などの給与や賞与が安定的に支給できず、人材の定着が困難な状態となっています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ事業所の運営の不安定化を生じさせている「日割り・出来高払い」

の仕組みについて、見直す考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

- ① ある 【 〇 】
- ② ない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

質問1でも回答した通り、放課後学童クラブは基本的に月単位（月額）で設定されており、月の途中の入退所や欠席があっても日割り計算されないのでに対して、放課後等デイは日割り報酬制度という不安定な基盤であることは大きな問題と考えます。放課後等デイの安定した運営のためにも日割り・出来高払いは見直すべきです。

質問3

利用者負担の無償化・軽減策についての質問

放課後等デイ事業は、利用児童の保護者に対して、原則1割の利用者負担が生じています。利用者負担の額には、上限月額が定められており、世帯の年間所得額に応じて、0円、4,600円、37,200円の3つの区分が設定されています。現在、0円世帯は全体の12.8%、4,600円世帯は74.4%、37,200円世帯は12.8%となっています（厚労省「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」（2026年1月15日公表）より）。この中でも、37,200円世帯の負担感は大きく、家計への負担を抑えるために保護者による「利用控え」が生じています。放課後等デイ事業は、根本的には、障害のある子どもたちの放課後活動の権利を保障する事業であり、子どもの権利に根差したものです。利用者負担により、子どもの権利が侵害されている状況と言えます。

この数年、政府はこども施策の拡充をはかつており、子どもにかかる経済的負担について、無償化（たとえば、児童発達支援事業について、3～5歳の無償化）や軽減策を打ち出し、実施しています。また、一部の区市町村は、独自の無償化・軽減策を実施しています。しかし、障害児支援全体としては、いまだに無償化や軽減策についての議論が進んでいません。区市町村のレベルで独自施策が進んでいることは評価できますが、これは、「隣の区市町村では無償でも自分の居住する自治体では有償のまま」というような「自治体レベルでの格差」

を感じさせることにつながっています。障害児支援は、国の施策であるにもかかわらず、このような格差が生じるのは、非常に不合理であると考えています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイにおける利用者負担について、無償化・軽減策を講じる考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

- ① ある 【 〇 】
- ② ない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

障害のあるなし、どこの自治体に住むかにかかわらず、安心して子育てができるよう、自治体任せにせず国が子どもの放課後の居場所に対する助成を増やし、放課後等デイの利用者負担を無償化、最低でも学童保育の利用料並み（4000 円～8000 円）に軽減すべきと考えます。

質問 4

2027 年度（令和 9 年度）障害福祉サービス等報酬改定についての質問

2024 年度報酬改定では、基本単価が引き下げられると同時に、新しい加算や加算要件の見直し等がなされました。その後の状況をみると、放課後等デイは、前年度比（令和 5 年度決算と令和 6 年度決算の比較）で収支差率の平均がプラスとなりました（「令和 7 年障害福祉サービス等経営概況調査結果」）。これは、私どもを含め、現場の声を反映させた加算の見直しがあったためです。放課後等デイは、「障害児通所・訪問サービス」の中で唯一プラスとなり、収支差率の平均値が 9. 1 %という数値になりましたが、その内実をみると、平均値は 9. 1 %でありながら、「中央値」は 2. 7 %に過ぎません（上記「結果」第 25 表参照）。私どもとしては、この中央値こそ、現場の実態を反映させた数値であると考えていま

す。

他方で、これまでの報酬改定では、この「収支差率の平均値」が重要視され、その平均値が上昇した事業は、報酬単価が引き下げられるということが行われてきました。そのため、次期 2027 年度（令和 9 年度）報酬改定では、放課後等デイの報酬単価が引き下げられると予想しています。

上述したように、放課後等デイは、平均値と中央値を比べたときに、平均値の方が大きくなっていますが、この場合には、一部の大きな値が平均を押し上げていること、また、その開きが大きければ大きいほどデータのはらつきが大きいことが示唆されます。現に、放課後等デイの収支差率の分布のはらつきが大きく、収支差率が 25% を超えるような事業所、さらには、50% 超えるような事業所の数が多く、平均値を引き上げていることがわかります（同上）。このような状況で、平均値だけを取り出して、報酬の引き下げを行うことは、非常に乱暴です。仮に、そのようなことが行われれば、中央値付近で運営をしている事業所は更に運営が厳しくなり、処遇の引き下げや人員削減を迫られる可能性が出てきます、さらに、「中央値以下」で運営している事業所にとっては事業所の閉鎖等も検討しなければならなくなるなど、まさに死活問題となると考えています。

そこで、以下、2 点お聞きします。

質問： ①貴党は、2027 年度障害福祉サービス等報酬改定（障害福祉サービスの報酬全体）に対して、どのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

- ① 報酬単価は引き上げるべき 【 〇 】
- ② 報酬単価は引き下げるべき 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

2027 年の障害福祉サービス報酬改定では、加算でなく基本報酬を引き上げるべきです。

2024 年の改定では、物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性から、福祉・介護職員の処遇改善加算、地域生活支援の充実などの加算が増やされる一方で、訪問系サービスの基本報酬が大きく引き下げられました。この結果、既に特定処遇改善加算などを取得している事業所は基本報酬の減収を補うことはできず、また人材不足にあえぎ、事務負担を負えない小規模の事業所は加算を取得できずに、ますます経営を圧迫され、倒産、事業廃止に追い込まれています。

一般に障害福祉における通所・訪問系サービス事業所は小規模事業所が多く、本来業務で

あるサービス提供以外に加算取得のための煩雑な手続きに労力・時間をかける余裕がありません。さらに採用・研修などの人材育成にかかるコストはカバーされていません。

事業所が必要な人材を確保し質の高いサービスを安定して供給するには、基本報酬の大幅引き上げが必要です。そして、全産業平均の賃金より月額約 8 万円低いと言われている福祉・介護職員の処遇改善は、利用者負担増になりうる加算の引き上げではなく、国が公費で直接補填すべきです。

質問： ②また、特に、放課後等デイの報酬の改定についてどのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

- ① 報酬単価は引き上げるべき 【 ○ 】
- ② 報酬単価は引き下げるべき 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

通所系サービスの中でも放課後等デイサービスは平均収支差率(利益率)が高いと言われていますが、一方で、約 4 割の事業所が赤字経営であるという調査結果もあり、経営の二極化が進んでいると言えます。小規模事業所の多い通所・訪問系障害福祉サービスの中でも、放課後等デイは小規模～中規模まで多岐にわたり、ご説明の通り一部の事業所が平均値を押し上げており、中央値で見るべきと存じます。

中央値付近、それ以下で運営している多くの事業所が必要な人材を確保し質の高いサービスを安定して供給するには、基本報酬の引き上げが必要と考えます。

質問 5

放課後等デイ事業従事者の処遇状況についての質問

障害福祉分野の賃金水準は平均 30.8 万円であり、全産業平均の 38.6 万円との間に 7.8 万円もの差があります（2024 年 12 月 11 日第 50 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

「資料 1」11 頁より)。2024 年度におけるこの差は 6.5 万円でした。つまり、もとから開いていた差が、1 年間でさらに 1.3 万円も開いたことになります。この数年、厚労省・こども家庭庁は、障害児者福祉分野の処遇改善を段階的に実施していますが、全産業との開きは縮まるどころか、開いているということです。また、放課後等デイに目を移すと、2025 年 7 月の平均給与額は 283,910 円であり、障害福祉全体の下から 2 番目の低さとなっています(同上資料 19 頁)。

今般、政府は、令和 7 年補正予算、令和 8 年度予算案において、介護・福祉職員・障害福祉従事者の処遇改善についての具体策を提示しました。処遇改善の施策が拡充されることは肯定できることですが、そこで示されたのは、障害福祉従事者については、「従事者 1 人当たり、月 1 万円の引上げ」という内容です。この内容では、到底、全産業平均との差は縮まりません。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ従事者を含む、障害児者福祉分野従事者の処遇改善について、現状示されている「従事者 1 人当たり、月 1 万円の引上げ」を超える処遇の改善を行い、全産業平均との差をより縮める考えはありますか？

※以下、該当の回答欄 (【 】内) に「○」を入れてください。

- ① 「月 1 万円」を超える引き上げを行う考えはある 【 ○ 】
- ② 「月 1 万円」を超える引き上げを行う考えはない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

障害児者の福祉サービス事業所が必要な人材を確保し、質の高いサービスを安定して供給するためには、1 万円の引き上げでは全く足りません。全産業平均の賃金との差額分 (7.8 万円) を利用者負担増になりうる加算や基本報酬の引き上げではなく、国が公費で直接補填すべきと考えます。

以上